

**江東区有明子ども家庭支援センター
指定管理者(候補者)の推薦について**

令和6年8月

**江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
子ども家庭支援センター専門部会**

目 次

I	施設の概要	P 1
II	指定管理者（候補者）	P 1
III	選定方法	P 2
IV	選定結果	P 3

《 参考資料 》

1.	選定基準	P 9
2.	審査基準	P 10
3.	財務状況診断	P 11
4.	第一次審査 評価基準	P 12
5.	第一次審査 審査結果（詳細）	P 14
6.	第二次審査 評価基準	P 16
7.	第二次審査 審査結果（詳細）	P 17

I 施設の概要

1 施設概要

(1) 江東区有明子ども家庭支援センター

所在地	江東区有明二丁目1番8号 有明ガーデン1階
施設面積	延床面積 566.9㎡
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、鉄筋鉄骨コンクリート造の1階部分
設置時期	令和2年4月1日

2 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

II 指定管理者(候補者)

1 指定管理者(候補者)の概要

(1) 名称	社会福祉法人 景行会
所在地	東京都町田市藤の台一丁目1番56号
設立	昭和45年10月13日
代表者	齋藤 彰平
従業員数	正規職員 110名 非正規職員 144名
事業実績	(区内) 4施設 (区外) 6施設

Ⅲ 選定方法

1 公募選定の方法

(1) 第1次審査

応募申込み時に提出された法人に関する書類、経営状況を証明する書類、施設の管理運営に係る書類を部会員8名が評価基準に基づきそれぞれ評価し、その平均値より総合的な審査を行った。その結果、応募のあった1法人について、配点の6割以上の得点を獲得したため、第1次審査を通過した。

(2) 第2次審査

第1次審査を通過した同法人に対して、現地視察・ヒアリング及びプレゼンテーションを実施し、現地視察・ヒアリングは部会員8名が、プレゼンテーションは部会員7名が評価基準に基づきそれぞれ評価し、その結果、同法人は、第1次審査と第2次審査の総得点が配点合計の6割以上、B評価を獲得したため、選定評価委員会に推薦する指定管理者（候補者）として選定した。

2 選定の経過

日付	会議名	内容
令和6年4月17日	第1回指定管理者選定評価委員会子ども家庭支援センター専門部会	募集要項(案)、選定基準(案)、評価基準(案)の決定
令和6年5月15日	令和6年第1回公の施設に係る指定管理者選定評価委員会	募集要項、選定基準、評価基準の決定
令和6年5月21日		募集要項の配布開始
令和6年6月7日		募集説明会
令和6年5月21日 ～6月21日		指定申請書類募集
令和6年7月8日	第2回指定管理者選定評価委員会子ども家庭支援センター専門部会	第一次審査通過法人決定
令和6年7月17日 ・23日		第一次審査通過法人運営施設審査
令和6年7月24日		第一次審査通過法人プレゼン審査
令和6年8月2日	第3回指定管理者選定評価委員会子ども家庭支援センター専門部会	選定評価委員会に推薦する候補者選定

3 部会員名簿

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会

子ども家庭支援センター専門部会

	職 名	氏 名
部会長	こども未来部長	堀田 誠
副部会長	こども未来部 養育支援課長	桑島 麻未
部会員	こども未来部 こども家庭支援課長	鳥谷部 森夫
	こども未来部 保育政策課長	渡邊 明雄
	こども未来部 保育支援課長	神山 大輔
	こども未来部 児童相談所開設準備担当課長	加納 正裕
	こども未来部 養育支援課 庶務係長	秋葉 智実
	こども未来部 養育支援課 養育支援担当係長	藤原 紀子
外部有識者		

IV 選定結果

1 応募状況

- (1) 募集説明会 : 全1法人
- (2) 施設見学会 : 応募なし
- (3) 申請状況 : 全1法人 (社会福祉法人 景行会)

2 第1次審査の結果(書類審査)

項 目	配 点	(社福)景行会
1 運営・受託する姿勢や意欲	120	98
2 子ども家庭支援センター事業運営	420	326
3 施設管理・運営	100	73
4 業務の体制	100	64
5 収支計画	40	27
6 法人の運営状況	180	131
7 江東区への貢献度	40	40
合計得点	1,000	759 (75.9%)

3 第2次審査の結果(現地視察・ヒアリング審査、プレゼンテーション審査)

項 目	配 点	(社福)景行会
現地視察・プレゼンテーション		
1 利用者対応全般	280	231
2 管理・運営体制	640	474
3 運営・受託する姿勢や意欲	40	32
二次審査全体		
4 二次審査を通じて	40	30
合計得点 ※少数点第1位で四捨五入	1,000	767 (76.7%)

4 総合結果

評価項目	合計点	景行会
第1次審査	1,000	759
第2次審査	1,000	767
合 計	2,000	1,526
評価段階		B

5 専門部会としての意見

応募事業者	専門部会としての意見
社会福祉法人 景行会	<p>転出入による人の入れ替わりが多く、また、乳幼児人口が多い臨海部の地域性を的確に把握し、保護者の多様なニーズに合わせたプログラムを開催する等、地域の子育て支援拠点となるような事業運営がなされている。</p> <p>また、常にこども一人ひとりの様子に注視しながら思いや興味関心を汲み取り、こどもにとって不利益が生じないように努めており、こどもの権利を尊重しようとする姿勢も評価できる。</p> <p>実績を通じて積み上げてきた施設運営ノウハウや的確な地域課題の把握等、いずれの点においても評価が高く、今後5年間の良好かつ安定的な運営が期待できる。</p>

6 財務状況審査

応募事業者	専門部会としての評価
社会福祉法人 景行会	[Redacted]
総合評価	

詳細は別紙「財務状況診断」のとおり(P. 11)

5 外部有識者への意見聴取

氏名

略歴

< 外部有識者 [Redacted] 様からのご意見等 >

※意見書は次ページより掲載

外部有識者意見書

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
子ども家庭支援センター専門部会 部会長 殿

江東区有明子ども家庭支援センター指定管理候補者
の選定方法に対する意見

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会子ども家庭支援センター専門部会より、江東区有明子ども家庭支援センター指定管理者選定に係る選定方法に関し、外部有識者として意見を求められた。

については、下記のとおり意見を述べる。

令和6年8月7日



記

1 選定方法の妥当性について

今回の指定管理者の選定基準や評価基準は、区の選定評価委員会の承認を得て設定されており、特段問題はない。審査手順も区の規定の手順を踏まえて進められており、第一次審査および第二次審査を実施することで、総合的に評価できるものである。

2 選定方法の公平性について

専門部会には8名の部会員を配置し、広く多様な視点で審査できるように努めている。また専門部会委員の評価を平均して採用するなど公平性に配慮されたものとなっている。

外部有識者意見書

3 選定方法の総評等

今回の応募は一法人であったが、選考手順については定められた通りに適切に実施されていた。第一次審査における「江東区への貢献度」の項目が満点となっている点を踏まえると地域に根差した事業運営が期待できる。現指定期間において人員配置に関する懸念が出ているものの、区が適切な手続きを踏むことで、今後5年間、指定管理者として良好な運営を実施できる法人と考える。

江東区有明子ども家庭支援センター指定管理者選定基準

指定管理者の候補者の選定に当たっては、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第5条の規定により、次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める法人等を選定するものとされています。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること
- (5) その他区長等が必要と認める事項

これらに基づき、今回、応募された申請については、次の項目に基づき審査を行います。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
- (2) 子ども家庭支援センターの効用を最大限に発揮するものであること
- (3) 子ども家庭支援センターの適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること
- (4) 子ども家庭支援センターの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること
- (5) 子ども家庭支援センターの事業計画が地域の特性を理解し、地域と連携したものであること

※子育て支援・虐待予防を目的として以下の点を評価において重視する。

- ①地域における見守り支援機能（育児不安家庭へのアウトリーチ活動等）の強化
- ②地域資源となる人材（ボランティア）の育成及び活用

指定管理者選定候補法人の審査手順について

子ども家庭支援センター専門部会

1 審 査

応募資格、及び指定条件を満たす法人について、次の順に2つの方法をもって審査を行うこととする。

(1) 第一次審査（書類審査）

専門部会員は、「江東区有明子ども家庭支援センター指定管理者募集要項」に基づき提出された書類のうち、主に、法人に関する書類、経営状況を証明する書類、事業計画書、収支計画書等をもとに、提案内容及び法人についての審査を行う。

(2) 第二次審査（実地審査・ヒアリング、プレゼンテーション）

専門部会員は、第一次審査を通過した法人が運営する施設の実地審査（運営状況の調査及びヒアリング）を行う。また、法人からプレゼンテーションを受け、その結果に基づき審査を行う。

2 評 価

(1) 得点の計算方法については、以下のとおりとする。

第一次審査（書類審査）及び第二次審査（実地審査・ヒアリング、プレゼンテーション）のそれぞれについて、審査を行った部会員の全員の平均得点（小数点第一位を四捨五入）を、当該法人の得点とする。

(2) 評価は次の方法をもって行うこととする。

- ① 第一次審査の配点の6割以上の得点を獲得した法人のうち、上位三法人程度を、第一次審査通過法人とする。
- ② 第一次審査と第二次審査の合計得点を持って、当該法人の総得点とする。
- ③ 第一次審査と第二次審査の配点合計の8割以上の総得点を獲得した法人をA評価、6割以上をB評価、6割未満をC評価とする。

(3) 専門部会における選定について

本部会は、B評価以上の法人を公の施設に係る指定管理者選定評価委員会に選定候補法人として報告する。

選定候補法人の推薦順位は、A評価の総得点順に第1位から順位をつけ、引き続きB評価の総得点順に順位をつける。

なお、総得点が同点であった場合は、第二次審査でより高い得点を得た法人を選定候補法人とする。

3 評価基準

別紙「江東区有明子ども家庭支援センター指定管理者評価基準」のとおり